

参 考

## 渴水対策関係省庁会議設置要綱

平成 17 年 7 月 11 日  
関係省庁申し合わせ

### 1. 趣 旨

渴水に際し、関係行政機関等相互の密接な連携と協力の下に各般の施策の連絡調整及び推進を図るため、渴水対策関係省庁会議（以下「会議」という。）を設置する。

### 2. 構 成

会議は、別記 1 の職にあるものをもって構成する。

### 3. 議 事

- (1) 会議に議長を置き、国土交通省土地・水資源局水資源部長をもって充てる。
- (2) 会議は、渴水により市民生活及び経済活動に重大な影響が及ぶこととなると予想される場合において、議長が主催する。
- (3) 会議は、渴水に関し、その都度、当該議事に關係する職にある構成員を招集して開催する。ただし、議長が特に必要と認める場合には、その他の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 会議の構成員は議長に対して、会議の開催を求めることができる。
- (5) 会議には、別記 2 の職にあるものをもって構成される幹事会を設ける。

### 4. 事務処理

会議に関する事務は、国土交通省土地・水資源局水資源部において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

### 別記 1

内閣官房内閣審議官  
内閣官房危機管理審議官  
防衛庁運用局長  
総務省大臣官房総括審議官  
文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
厚生労働省健康局長  
農林水産省農村振興局長  
経済産業省大臣官房地域経済産業審議官  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部長  
国土交通省土地・水資源局水資源部長（議長）  
国土交通省河川局長  
気象庁次長  
環境省環境管理局水環境部長

## 別記2

内閣官房内閣参事官  
防衛庁運用局運用課長  
総務省自治行政局地域振興課長  
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長  
厚生労働省健康局水道課長  
農林水産省農村振興局計画部土地改良企画課長  
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課長  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長  
国土交通省土地・水資源局水資源部水資源計画課長（幹事長）  
国土交通省河川局河川計画課長  
気象庁総務部企画課長  
環境省環境管理局水環境部水環境管理課長